




廃棄物指導課長	課長補佐兼一般廃棄物係長	主幹兼産業廃棄物係長	副主幹	主査		起案
		起		栗		

第4回吉津地区の燃え殻を含む建設残土処理検討プロジェクト会議録

- 1 日時 平成15年1月20日 13時30分～15時
- 2 場所 本館3階 第1会議室
- 3 出席者 別添名簿のとおり
- 4 内容

(1) 報告事項（別添資料参照）

- ① 産業廃棄物適正処理推進センター職員による現地視察等の状況について
- ② 12月27日報告のあったダイオキシン類調査結果について
- ③ 抗議文とその回答について
- ④ 署名文について

(2) 討議事項

- ① 対応策（案）について

(3) 意見等

- ① 測量の実施は、代執行を行うという誤解をまねくおそれがある
- ② 廃棄物の種別、割合等に関する詳細調査を実施し、住民の不安を取り除く必要がある
- ③ 土地利用制限について地元と協定書を交わさせる方法もある

(4) 質疑応答

- Q1 署名文は町内会総意の動向か
A そのように認識している

5 その他

「静岡市水道取水場配置図」を裏面に使用した署名文については、水道局より回収するよう申し入れるようである

産業廃棄物適正処理推進センター職員による現地視察等の状況について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 視察日 平成 15 年 1 月 7 日（火）

2 視察者

3 講評等

(1) 対策工のために必要なもの

- ① 測量による地形、求積図、平面図、縦横断面図
- ② 廃棄物の数量
- ③ A 地点において ████████ 氏所有地及び榑直佳所有地（山側）の廃棄物を大橋氏所有地に移動させる場合にはその後の地形

(2) 本事例の対応策についての意見

- ① 一次的対策として、表面遮水、排水側溝の設置等の対策とモニタリング調査を実施する。

なお、モニタリング調査の期間・頻度については、地元町内会との協議により定め、その間の土地利用は認めるべきでない。

調査は市の責任で行うものであり、期間についての定めはない（期間については 3～5 年の例示あり）。

次のことを考えるなら、5,000 万円程度で可能ではないか。

- ・ A 地点、C 地点は周囲をベントナイトで固化し、上部は遮水舗装する
- ・ B 地点はおがくずが多く、ベントナイト固化が難しいと思われるので、シートでの遮水方法を検討したほうがよい。
- ・ 周囲に人が立ち入らないよう柵を設置する必要がある。

[ベントナイト：モンモリロナイトを主成分とする白土。酸性白土に似て凝灰岩などが風化して生成したもの。水に浸すとふくれる。陶磁器などの原料に用いる。 （広辞苑）]

- ② モニタリングにおいて問題が発生した場合は次の二次対策を講じる。
- ③ 問題のない場合は、アスファルト舗装駐車場等の跡地利用を認める等により市の管理監督下から除外する。
ただし、廃棄物撤去の責任は原因者に残っている。
- ④ A 地点において高濃度（3,326pg-TEQ/g）のダイオキシンが検出された部分を C 地点に移動し、表面遮水等の対策を行うこともひとつの方法である。

- ⑤ 詳細調査の実施についての定めはないが、実施にあたっては地元と協議して地点数等を決定したほうがよい（経費も考慮して）。
 - ⑥ ダイオキシン類濃度は、1,000pg-TEQ/g（土壤環境基準）がポイントとなる。
 - ⑦ 土地の所有権関係については弁護士と相談すること。
 - ⑧ 土木サイドの職員をメンバーに入れること。
- (3) 地元説明にあたり必要なこと
- ① 他都市における事例の調査
 - ② ダイオキシン類を含む廃棄物の受入れ処理施設は現実的にはないこと（処理施設側の問題でなく管轄する自治体が受入れを拒否する）の説明
 - ③ 撤去には膨大な費用を要することの説明
- (4) その他
- ① 原状回復事業の対象として3/4の費用交付を考えた場合、本事例は適正処理推進センター運営協議会において採択されないと考えられる。
 - ② 措置命令と代執行の関係については、措置命令として全量撤去を命じても、代執行の実施にあたっては生活環境の保全上の支障の除去のみを行うなど当然違いが生じる。
愛知県内の例として、36,000m³の対象物に対して10,000m³のものの措置を講じていることがある。
 - ③ 代執行の部分のしぼり込みに係る調査費（分析費用を含む）は交付対象となるが、事前調査費は対象外である。

4 質疑応答

- Q1 市の施設（溶融炉）において処理した場合、支援事業の対象となるか。
- A1 実績なく後日回答する。なお、県が処理すべき物を市の施設を利用して処理した場合に対象となったケースがある。
- Q2 センターが把握している他都市の事例はあるか。
- A2 ダイオキシンに関してはあまりない。能勢町、橋本市くらいであるが、調べる。

吉津地区・燃え殻を含む建設残土のダイオキシン問題について

対応策(案)





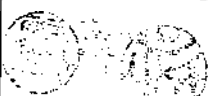
- 「燃え殻を含む建設残土」は廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき対応することとなる。
- 「燃え殻」についてはダイオキシンの有無にかかわらず管理型最終処分場へ処分しなければならないと規定されている。
- 代執行の要件である「生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるか。」については明確な基準が無く、現場における諸条件を勘案し、市長が判断することとなる。
 - ※ 燃え殻は管理型処分場に処分しなければならないものと規定されている意味は、「不適正処分(放置)された場合には生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあるからである。」と言えるのではないかとの解釈もある。かといって、必ず支障が生ずるとは言い切れないものである。
- ダイオキシン類対策特別措置法の適用をうけるものではないため、土壤の環境基準である $1,000\text{pg-TEQ/g}$ を超えても、撤去処分しなければならないというものではない。(準用の規定も無い。)
 - ※ 判断の目安として準用は可能。……但し、今後への影響を考慮する必要がある。
- 12月27日に出されたダイオキシン検査結果から生活環境保全上の影響は現時点では認められず、又生ずるおそれも無いのではないかと見込まれるため、代執行を行う要件を満たさない。
- しかし、住民の不安を取り除くため、周辺環境のモニタリングを継続して行うものとする。
- なお、原因者に対しては改善命令を行った後、改善命令義務違反として告発を行うものとする。(燃え殻を含む建設残土の片付け責任は原因者に残るため、時効が成立しないよう改善命令を繰り返す。)
- 対策を検討するために、測量を実施する必要がある。
地形、平面図、縦横断面図、求積図、廃棄物の量など

飲料水への影響を懸念するなど、住民が納得しない場合

- 現状のままでも生活環境保全上の支障が生ずるおそれはないのかと見込んだが、住民の不安を解消するため、雨水等による地下への汚水浸透を防止するよう、側面並びに上面への不透水措置を施す。
※ 代執行(原状回復)ではない特別措置・・・法的根拠はない。
問題点：原状回復措置ではないため補助対象とならない。
工法にもよるが約5千万円の費用を要すると見込まれる。

将来計画について

- 仮に代執行したとしても、当該費用の回収は見込めないため、ダイオキシンの処理技術の向上、処理費用の低廉化が図られるまでの間、封じ込め状況を継続する。
- 一般廃棄物処理施設ではあるが、特例をもって市の灰溶融施設での処理や将来、西ヶ谷清掃工場の改修の際には溶鉱炉方式を採用すれば土の焼却も可能になるため、これらの処理が促進されるとともに、経費についてはごみ焼却施設運転費用中に含めて処理が可能となる。
(表面的には処理費用は表れないが、積み込み・運搬費用は別途計上する必要がある。)
※ 問題点：これ(原状回復)を行うためには、生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあるとの定義づけが必要となり、当初の検討結果を覆す新たな要素の発生が無ければこの定義づけは難しいと考える。
住民の不安を解消するための特別措置であるという理由での原状回復(代執行)は可能か検討を要する。
また、この方法が補助対象となるか国と協議を要する。
- 遮水構造物を設けない場合は、人が出入できないよう柵や、看板の設置を行う必要がある。
遮水構造物を設ける場合には、これに支障のない範囲での土地の利用を認めることとなる。(例) 駐車場、資材置場 etc.
なお、原状回復措置を講ずる場合、土の搬出作業中は利用を制限する。
※ 現在は原因者の所有地であるが、売買予約、抵当権の設定がなされていることから、これらの者との権利関係について検討を要する。
また、特別措置等の費用に充当するため、これらの土地を含め財産等の差押さえが可能かについても調査・検討を要する。

廃棄物指導 課長	課長補佐兼 一般廃棄物 係長	主幹兼 産業廃棄物 係長	副主幹	主査	係	起案
						

第5回吉津地区の燃え殻を含む建設残土処理検討プロジェクト会議録

- 1 日時 平成15年2月18日 13時30分～16時
- 2 場所 本館3階 第1会議室
- 3 出席者 別添名簿のとおり
- 4 内容

(1) 市の方針案の検討について（別紙案参照）

以下の4点について確認した。

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき対応する。ダイオキシン類対策特別措置法は適用されない。
- ② 生活環境保全上の支障、又は生じるおそれはないと考えられる。
- ③ 特別措置として、井戸水のモニタリング調査を実施する。
- ④ 当該土の対応方法については、継続して検討する。

(2) 意見等

- ① 産業廃棄物である燃え殻を管理型最終処分場へ処分しなければならない者は当該事業者であり、法規制の時期は平成4年7月4日以降である。
- ② ダイオキシンの結果について、全国平均値及び静岡市平均値との比較について記載したほうがよい。
- ③ 住民に対してダイオキシンに関する情報を正しく伝えることが必要である。
- ④ シート掛けの点検・補修及びめくれ防止措置を講ずるのは業者ではないか。・・・（業者指導を第一に考えている）

5 その他

行為者に対する命令に関することについては次回会議で再検討する。

吉津地区・燃え殻が混合され密接不可分の建設残土問題の対策について(案)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき対応する。

燃え殻が混合され密接不可分の建設残土は産業廃棄物であり、ダイオキシンの有無にかかわらず管理型最終処分場へ処分しなければならない。(ダイオキシン類対策特別措置法は適用されない。)

行為者に原状回復(当該土の撤去・処分)を命令する。

行為者は[REDACTED]、土地等の財産も抵当権が設定されているなど、実質的には原状回復を行うことはできない状態である。(片付け責任は継続して残る。)

生活環境保全上の支障が生じていない。又生ずるおそれも無いと予見される。

- 12月27日 公表のダイオキシン検査の結果(行為者が実施)
井戸水、河川水、河川底質、周辺土壌 いずれも環境基準以下であった。
- 9月25日 市が行った井戸水の重金属類検査においても飲料水としての基準を全てクリアーしている。

以上のことから、現時点においては生活環境保全上の支障が生じていないことが確認された。

なお、各地点は17年以上を経過しているが、周辺環境への影響が見られないこと、また、ダイオキシン類は水に溶けにくいことなどから、今後もその影響が出るおそれはないのではないかと考えられる。

特別措置

住民の不安を解消するため、次の措置を講ずる。

- 1 井戸水について、ダイオキシン類を含む飲料水全項目のモニタリングを3年程度実施する。 地区内5箇所×2回/年・・・当初予算へ計上
- 2 シート掛けの点検・補修、めくれ防止措置(シートの上から覆土するなど)を講ずる。(関係者以外の者が立ち入らないよう柵並びに看板を設置する。)
- 3 生活環境への影響は生ずるおそれも無いと見込まれるが、住民の不安を解消するため当該土の対応方法については、処理技術の進展状況や他都市の処理事例等を参考にしながら継続して検討していく。

※ 現時点においては、将来どのようにするかは言明できない。

2月6日 照会

プロジェクトチームで協議した結果、導き出した本市の当面の方針（添付ファイルのとおり）を送りいたしますので、ご意見をいただきたく、お願い致します。

この方針を地元へ提示し、その反応により特別措置として行える範囲内で、対策（対応）の微調整をしていきたいと考えています。

※ この内容では法的に適合していない。或いは行政の不作为等の責任が追及されることは無いでしょうか。明確な対応基準が無いだけに、この点が心配です。

一方、年末に出た検査結果からすると、代執行を行うだけの要素が満たされているとは言いがたいのではないかと感じています。この点（代執行の要件）に関する他市町村の考え方の事例等ありましたら併せてご教示ください。

2月14日 回答

標記の件について、
当財団内の感想をご報告すると次のとおりです。

対策案について、
・全体的な流れについては、問題ないのではないかと思います。

表現等について
「燃え殻を含む建設残土」→「燃え殻が混合され密接不可分の建設残土」（は産業廃棄物・・・）

補足
資力不足の明確な確認 [REDACTED] が必要かと思えます。

以上です。ご連絡が遅れたことをお詫び申し上げます。
今後ともよろしくお願い申し上げます。

(財)産業廃棄物処理事業振興財団 [REDACTED]